

# 計画策定プロセスの検討開始要件適否の状況について (報告)

広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否の状況について  
[2022年度第1四半期結果まとめ]

2022年7月22日  
広域系統整備委員会事務局

- これまで送配電等業務指針第33条に基づき、当機関発議による計画策定プロセス検討開始要件について適否状況を取りまとめ、四半期に1回広域系統整備委員会へ報告し、公表することとしていた。
- 地域間連系線や地内基幹系統の増強は、費用便益評価により増強を判断する規律に移行している。また、系統利用については、混雑を前提とした利用ルールに移行している。このため、前述の指針33条を削除することとし、その変更が認可（2022年7月5日）された。
- 指針変更認可により、指針33条に基づく報告は不要となったが、2022年度第1四半期については、変更前の指針に該当する期間となるため、変更前の送配電等業務指針に基づき、計画策定プロセス検討開始要件適否状況について参考として報告するもの。

■ 変更前の業務指針における広域的取引の環境整備に関する検討開始要件適否を確認した結果、新たに計画策定プロセス検討開始要件に適合状況は以下のとおり

①連系線利用実績，市場取引の状況（一回/四半期）

➤ 中部関西間連系線

②電気供給事業者の増強ニーズ（一回/四半期）

➤ 対象なし

# 要件適否の状況について

## ①連系線について（指針第33条第1項第2号 ア、イ）

一回/四半期

- 連系線の利用実績（2021年7月～2022年6月）、および市場取引状況（2021年7月～2022年6月）から、**3連系線（東京中部間、中部関西間、中国九州間）が計画策定プロセスの検討開始要件に適合。**（別紙参照）
- 東京中部間、中国九州間**については、**広域系統整備委員会で進め方を議論済み**となっている。
- 中部関西間**は新たに検討開始要件に適合したが、現在マスタープランの中間整理を踏まえ整備計画の具体化の検討を進めている。

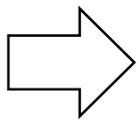
要件に適合した 連系線	適合した検討開始要件		対応状況
	ア 連系線の 利用実績	イ 市場取引 状況	
東京中部間連系設備	○		・広域系統整備計画策定済み（2016年6月29日） 2027年度末増強予定（210万kW⇒300万kW）
中部関西間連系線	○		・マスタープラン中間整理を踏まえ、整備計画の具体化に向けて検討を進めているところ。
中国九州間連系線	○	○	・第31回広域系統整備委員会（2018年3月9日）において計画策定プロセスの進め方について決定済み。 ・マスタープラン中間整理を踏まえ、整備計画の具体化に向けて検討を進めているところ。

# 要件適否の状況について

## ②電気供給事業者の増強ニーズについて（指針 第33条第1項2号 Ⅰ）

一回/四半期

- 過去の計画策定プロセスで基本要件を定めた上で、増強に至らなかった広域連系系統について、事業者の増強ニーズなどを踏まえ、一定の条件に達した場合に検討開始要件とする。



過去の計画策定プロセスで「基本要件を定めた上で、増強に至らなかったもの」がないため、現段階では対象外。

**(本機関の発議による計画策定プロセスの検討開始要件)**

本資料による報告(定期)

第33条 業務規程第51条第1号に基づく、計画策定プロセスの検討開始要件は次の通り。

一 安定供給に関する検討開始要件

ア 複数の発電機の計画外停止が実際に発生し、これにより一般送配電事者の供給区域の予備力を超える大幅な供給力が喪失した際に、連系線が運用容量まで使用されたにもかかわらず電気の供給の支障（但し、電路が自動的に再閉路されることにより電気の供給の支障が終了した場合を除く。以下「供給支障」という。）が発生した場合

都度

イ 発生し得る大規模事故、災害等の影響分析等により、電力の安定供給を確保する必要があると認められる場合

都度

二 広域的取引の環境整備に関する検討開始要件

ア 連系線の利用実績 連系線の利用実績において、過去1年間に運用容量に対する空容量が5%以下となった時間数が、過去1年間の総時間数の20%以上となった場合。但し、連系線の空容量の算定にあたっては、他の連系線への迂回が可能である潮流については、他の連系線に迂回したものとして取り扱う（以下、イにおいて同じ。）

一回/四半期

イ 市場取引状況 卸電力取引所が運営する前日スポット取引において、過去1年間に市場分断処理（約定処理の結果、地域間の売買約定量の積算量が連系線の空容量を超過し、当該空容量を制約条件として再度約定処理を行うことをいう。）を行った商品の数が、過去1年間の総商品数の20%以上となった場合

一回/四半期

本資料による報告(定期)

ウ 地内基幹送電線の制約による出力制限の実績 一般送配電事業者の供給区域ごとの年間最大需要発生時又は年間最小需要発生時の地内基幹送電線の空容量の実績が運用容量の5%以下となった場合又は本機関の情報提供の求めに対して電気供給事業者から発電設備等の出力に制限が生じている旨の申出があった場合において、地内基幹送電線の制約が原因で電気供給事業者の発電に恒常的な制限(託送供給契約にしたがった発電の限その他系統連系の前提となっている制限を除く。)が発生している事実が確認されたとき

一回/年

エ 電気供給事業者の増強ニーズ 複数の電力の広域的取引を行おうとする電気供給事業者(但し、電源を設置しようとする者又は既設の電源の最大受電電力を増加させようとする者である場合は、接続検討の回答を得ている者に限る。)から過去3年以内に受領した増強ニーズの総量が過去の計画策定プロセス(但し、広域連系系統の増強に至らなかったものに限る。)において定めた基本要件の増強容量を超過した場合

一回/四半期

オ 連系線に直接影響を与える系統アクセス 本機関が第9-1条第1項により一般送配電事業者から地内基幹送電線の増強を要する契約申込みを受け付けた旨の報告を受けた場合、又は、本機関が電源接続案件募集プロセス開始の申込みを受け付けた場合で、当該契約申込み又は電源接続案件募集プロセス開始の申込みの増強対象である地内基幹送電線が地域間連系線の運用容量の算定や運用に直接影響を与える電線路であると認めたとき。但し、系統連系希望者が、広域系統整備計画又は電源接続案件募集プロセスの結果に基づき、契約申込みを行った場合を除く。

都度

カ その他広域的取引の環境整備を行う必要性が認められる蓋然性が高く、本機関が広域系統整備を検討すべき合理性が認められる場合。

都度

(略)

3 本機関は、次の各号に掲げる要件については、第1項の規定により計画策定プロセスを開始したか否かにかかわらず、次の各号に掲げる頻度で要件適否の状況を取りまとめ、設備形成に係る委員会に報告するとともに公表する。

一 第1項第2号ア、イ及びエの要件 四半期に1回

二 第1項第2号ウの要件 年1回



第33条 削除

